

対象要件と負担限度額について

【令和6年7月まで】

対象要件		居住費（滞在費）				食費 ()はショートステイ
		ユニット型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で 世帯全員が住民税非課税 の方	820円	490円	(1) 320円 (2) 490円	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 で、 前年の公的年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円以下 の方	820円	490円	(1) 420円 (2) 490円	370円	390円 (600円)
第3段階①	世帯全員が住民税非課税 で、 前年の公的年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円超 120万円以下の方	1,310円	1,310円	(1) 820円 (2) 1,310円	370円	650円 (1,000円)
第3段階②	世帯全員が住民税非課税 で、 前年の公的年金収入額と合計 所得金額の合計が120万円超 の方					1,360円 (1,300円)



【令和6年8月から】下表の太枠部分が変更となっています。

対象要件		居住費（滞在費）				食費 ()はショートステイ
		ユニット型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金の受給者で 世帯全員が住民税非課税 の方	880円	550円	(1) 380円 (2) 550円	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 で、 前年の公的年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円以下 の方	880円	550円	(1) 480円 (2) 550円	430円	390円 (600円)
第3段階①	世帯全員が住民税非課税 で、 前年の公的年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円超 120万円以下の方	1,370円	1,370円	(1) 880円 (2) 1,370円	430円	650円 (1,000円)
第3段階②	世帯全員が住民税非課税 で、 前年の公的年金収入額と合計 所得金額の合計が120万円超 の方					1,360円 (1,300円)

※(1)は特別養護老人ホーム・短期入所生活介護、(2)は介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合。

- ・世帯分離していても、配偶者が課税の場合は対象外となります。
- ・預貯金等が一定額を超える場合（単身で第1段階は1,000万円超、第2段階は650万円超、第3段階①は550万円超、第3段階②は500万円超）は、対象外となります。なお、夫婦世帯では1,000万円が配偶者の上乗せ分となります。